

前項ノ手傳ハ便宜候又ハ見送ヲ業スルコトヲ得

第二項 救濟

第三十一條 從來ノ世帯帳ニ該當スルモノハ夫レ夫レ一統ヨリ左ノ範圍ニ於テ救濟金ヲ贈

與ス
甲 終身自用ヲ辨スルコト能ハサルニ至リタルモノ

(イ) 私傷病ニヨルモノ 三百円乃至四百円

(ロ) 公傷病ニヨルモノ 二百円乃至三百円

乙 終身労働ニ從事スルコト能ハサルニ至リタルモノ

(イ) 私傷病ニヨルモノ 二百円乃至三百円

(ロ) 公傷病ニヨルモノ 百円乃至二百円

第三十二條 從來ノ寄附帳ニ該當スルモノ即チ著シ

ク能力ヲ減少シ從來ノ労働ニ從事スルコト能ハサルニ至リタルモノ又ハ當分労働ニ從事スルコト能ハスト雖旧ニ復スル見込ナシト云フ能ハサル場合ニハ夫レ夫レ一統ヨリ左ノ範圍ニ於テ救濟金ヲ贈與ス

(イ) 私傷病ニヨルモノ 五十円乃至百五十円

(ロ) 公傷病ニヨルモノ 五十円乃至七十円

第三十三條 加盟者又ハ其ノ遺族困窮セルトキハ左ノ場合ニ限り夫レ夫レ一統ヨリ相當ノ救濟ヲ行フモノトス但シ第一號ノ場合ハ同盟ノ誼ニヨリ看護人ヲ附スルモノトス
一、加盟者傷病ニ罹リ重態ニシテ看護人ナク困窮セル場合